公益財団法人Uビジョン研究所

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人 U ビジョン研究所(以下「当財団」という。)の 定款第44条(賛助会員)の規定に基づき、当財団の賛助会員に関し必要な 事項を定めるものとする。

(賛助会員)

- 第2条 当財団の目的、事業に賛同する個人、法人及び団体は、理事長の承認を得て 賛助会員となることができる。
 - 2 賛助会員として、次の各会員を置く。
 - (1)個人賛助会員 個人で賛助会員となる者
 - (2) U会員 当財団の認証施設であり、かつ賛助会員となる法人又は団体
 - (3) C 会員 社会福祉法人、株式会社等で賛助会員となる法人又は団体
 - 3 賛助会員の会費、特典等は下記のとおりとする。

	年会費	セミナー	トップマネジメント	書籍	講師派遣
			セミナー		
個人賛助会員	10,000円	500円		20%割引	
	・当財団が発行する情報誌の送付(年4回発行)				
	・介護・後見人・弁護士に関することについての助言及び情報提供				
U会員	一口	500 円	15%割引	20%割引	20%割引
	100,000円				
	・認証等施設審査料・抜き打ち調査料 5%割引				
	・当財団が発行する情報誌の送付(年4回発行)				
	・メールマガジン(年3回以上)で介護関係の法改正等の情報提供				
	・施設におけるコンプライアンス等に対する FAX/メールによる助言は				
	無料				
	・法人が複数の施設を保有している場合、割引等の特典を受けるため				
	には3施設毎に一口加入する必要がある。				
C会員	一口	500 円	10%割引	20%割引	20%割引
	100,000円				
	・当財団が発行する情報誌の送付(年4回発行)				

- ・メールマガジン(年3回以上)で介護関係の法改正等の情報提供
- ・施設におけるコンプライアンス等に対する FAX/メールによる助言は 無料
- ・法人が複数の施設を保有している場合、割引等の特典を受けるためには3施設毎に一口加入する必要がある。

*セミナーは、一般市民を対象とする。参加費は、1,000円

*トップマネジメントセミナーは、介護施設等の経営者及び施設長等を対象と する。

(入会手続き)

- 第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出しなけれ ばならない。
 - 2 理事長は、新たに賛助会員となったものについて、理事会において報告する。

(年会費の使途)

第4条 第2条に定める年会費の使途は、その全額を法人会計(管理費)とする。

(除名)

- 第5条 賛助会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) 当財団の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) 当財団の定款その他の諸規程に違反する等の事由があるとき
 - (3) 年会費を滞納したとき

(退会)

- 第6条 賛助会員は、いつでも退会通知を理事長に提出することにより、退会することができる。
 - 2 前項の場合、既納の年会費その他の費用はこれを返還しない。

(改正等)

- 第7条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。
 - 2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。
- 2 この規程は、平成30年8月21日に改正し、平成30年8月21日より施行する。